

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第3回） 議事要旨

- 1 日時 令和4年2月25日（金）14時00分～15時36分
- 2 場所 Web会議
- 3 参加者 （一社）日本ユニファイド通信事業者協会、（一社）電気通信事業者協会、東日本電信電話（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、楽天コミュニケーションズ（株）、総務省

（1）電話転送サービス等の論点整理

<電話転送サービスの提供ルールに関する論点整理について>

ソフトバンク：今回の資料には、実効性の観点の記載がない。各項目について実効性があるか議論する必要があると思う。

番企室：第2回会合のJUSAの発表では、JUSAとしてのメリデメ等の考えを示していたが、今度は各社の考えを提示いただければと思う。

楽天コム：今回の資料では各規制事項がどのような論理で犯罪の抑止・減少につながるかが不明確。今までの議論を踏まえれば見えてくるが、その議論を省略したこの論点整理のみで社内で議論するのが難しい。

番企室：犯罪抑止等の効果を明らかにするのは非常に難しい。ただ、取引関係が明らかになっているかどうかは、警察の捜査にも影響するので、ある程度の規制は必要と考える。

番企室：卸提供のルールについて想定される対応を論点として挙げているが、これに限定されるものではない。懸念の指摘に留まらずに、犯罪の抑止に資する建設的な対応案があれば出していただきたい。

NTTコム：どの不正をターゲットにするかにもよるが、警察庁の発表によると、特殊詐欺に悪用されるものは、キャリアから回線と番号を仕入れて構築される電話転送サービスが多かった。提供先がどのようなサービスと組み合わせて提供しているかは、番号を提供するキャリアでは把握しきれない。特殊詐欺を中心とした不正利用を撲滅するという観点では、犯罪組織に提供している事業者に対する措置をすべきと思われる。

「不正」という言葉が使われているが、キャリアでは不正利用の実態を把握できない。利用停止スキームと同様、警察等からの情報がないと事業者は対応できない。

番企室：何を「不正」とするかという観点では、審議会では、電気通信番号使用計画の認定を受けずに電話転送サービスを提供している事業者への対応等も議論されており、対策を求められている。特殊詐欺対策だけでなく、まともな事業者のサービスが客観的に分かるようなルールの議論も必要と考える。特殊詐欺に使用されているかどうかは

警察の捜査によって明らかになるものであるが、それが発覚したときにどのように対応できるかについても検討すべきと考える。

NTT ドコモ：不正利用の線引きの共通認識を持つことが大事と思う。不正利用を少なくする、未然に防ぐことが重要だと考えるので、その観点で考えていきたい。

番企室：特殊詐欺のような犯罪もあれば、契約時の本人確認の不備等も不正利用になるので、その内容に応じて対策を考えるべき。

NTT 東西：不適正利用が発覚したときは、他事業者へ同時に情報共有する必要があるのではないかと。ある事業者で排除できたとしても、他の事業者と契約する可能性がある。

番企室：業界として不適正な事業者を排除するという考えは重要だと思う。

JUSA：悪質な事業者を排除するための情報共有には、エンドユーザーの個人情報保護などの観点での検討も必要であるが、基本的に賛成。意図せずに提供してしまった場合の考慮もあれば、効果的かと考える。

TCA：論点については、連絡会参加者以外の会員事業者に意見照会してみたい。

番企室：JUSA にお願ひがある。「(卸提供の階層の把握)」にあげた論点について、いわゆる優良な事業者にも負担を課すこととなるなど課題もあると思うが、例えば事業者(こういう特徴のある事業者など)を限定して適用することが考えられるか、案があればいただきたい。

<電話回線の提供実態に関する把握等>

ソフトバンク：電話回線の約款提供において、どこまでの制約が役務提供義務と照らし合わせて可能なのか、目安はあるか。例えば、利用者が事業用途に利用することを禁止することは可能か。

番企室：指定電気通信役務等については、正当な理由がない限り、電気通信事業法では役務提供を断れないことになっている(法 25 条、121 条)。契約時に利用目的を確認するというのは、事業用途に利用することを禁止するものではなく、そのような場合には、例えば、卸提供であると明示した契約とするのはどうかというアイディア。

NTT コム：当社での停止番号に係る提供形態については、多くは利用約款。大口契約について閾値を設定するか、利用者一律とするかは要検討。

番企室：不適正利用については数の問題ではないかもしれず、閾値の要否については整理する必要がある。

NTT 東西：電話転送サービスの不適正利用の実態について、転送先にインターネット区間を含むものの有無を把握できるかどうか不明。また、大口契約への閾値設定は、適正に利用頂いている大口利用のお得意様の方もいらっしゃるため、考え方の整理は難しいと思う。

番企室：大口契約については、利用制限を設けるのではなく、自家用か事業用かを確認することが考えられる。事業を行うからには転送電話のルール等を自主的に守るべきではあるが、卸元事業者等からも周知してもらえないかと思う。

KDDI：利用停止スキームで止めた番号はほぼ利用約款で提供したもの。OTT 連携サービスも提供しているが、停止の実績はない。不正な事業者への提供回線数より大企業との大口契約での提供回線数の方が多いため、提供回線数での制限は厳しい。未然防止に加えて、事後的にも解決できるようにする取組が必要と思うが、利用者の利便性を損ねないようにすべき。利用停止スキームの強化も検討が必要と考える。

番企室：大口契約についても審議会で議論になったが、まともな大口契約もあることを踏まえて制度を整備するか議論する必要があると思う。

(2) その他

消行2課：F A T Fガイドラインについて2月21日よりパブコメを開始した。

以上